

## 令和7年度インフラDX推進事業募集要項

### 1 事業目的

建設従事者の減少や高齢化が進む中、頻発化・激甚化する災害への即時対応や、インフラ施設の整備・維持管理を将来にわたって持続的に実施するため、県内建設業者においては、建設現場の生産性向上及び働き方改革のさらなる推進が求められていることから、本事業は、ICT活用工事の普及による建設現場の生産性向上や、現場事務作業のバックオフィス化による業務効率化等によって、インフラDXの推進に取り組むことを目的としています。

### 2 補助対象者

秋田県内に主たる営業所を有し、秋田県の建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、次の(1)から(5)までの全ての要件を満たす者が対象となります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 県の融資（間接融資を含む。）に係る債務の履行を怠っていない者であること及びその他不正又は不誠実な行為をするおそれがないと認められる者であること。
- (4) 県が行う競争入札に関して指名停止措置等を受けていないこと。
- (5) 本事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。

### 3 補助事業の実施期間

補助金交付決定日から、補助事業を完了する日と令和8年2月27日のいずれか早い日までです。

### 4 補助対象事業

補助対象事業は、建設業者がインフラDX推進事業実施要領（以下「実施要領」という。）第1条に掲げる目的のために次のいずれかの事業をいいます。

- (1) 3次元設計ソフトウェアの導入
- (2) 現場事務作業のバックオフィス化に向けた環境整備  
（システム等導入、人材育成のための講習受講等に必要な経費）

補助率：2分の1以内（千円未満の端数切り捨て）

補助限度額：50万円

交付制限：1建設業者につき1回

また、補助対象経費は消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とします。

## 5 補助対象経費

補助対象経費は、事業に係る直接的経費のうち、実施要領第5条に掲げる経費です。

なお、補助事業の実施期間にかかるソフトウェア等の使用料は、ソフトウェア等を導入した日から当該年度3月31日まで（実績報告時点で支払い済の場合）の期間をリース等期間全体で除した値にリース等期間全体の使用料を乗じることで算出します（一円未満の端数切り捨て）。

※PCの購入のみや新規導入以外のソフトウェア等の使用料のみは補助対象としません。

## 6 申請書類受付期間、選定等

### (1) 申請書類受付期間

申請書類受付期間は令和7年4月1日（火）から令和8年1月30日（金）までとしますので、この期間中に申請書類を提出してください。

### (2) 審査

申請書類の受付順に審査を行い、不備があった場合はその内容を受付順に電話またはメールにて連絡します。その連絡を受けて再度申請する場合は、申請書類受付期間中に修正した申請書類を提出してください。

### (3) 選定

審査を行い、受付順に補助対象事業者を選定します。

### (4) 提出方法

電子メールにより申請書類を提出するものとし、容量10MB未満のPDFデータ提出してください。容量が10MBを超える場合は提出前に電話にて御連絡ください。

**持参・郵送による提出は受け付けませんので御了承ください。**

### (5) 公表

採択となった場合は、商号及び事業内容等を秋田県公式サイト「美の国あきたネット」等で公表します。

### (6) その他

なお、同一の受付時刻に複数の採択申請者があり、交付できる補助金の上限に達した場合は、抽選により受付順を決定します。受付時刻は、電子メールの受信日時とします。

修正した申請書類の提出をした場合の受付時刻は、最終提出にかかる受付時刻を採用します。

また、抽選を実施する場合は、別途連絡の上抽選会を開催します。

## 7 申請手続等の概要

### (1) 申請書類

申請にあっては次の①から⑤までの書類を各1部提出してください。

- ① インフラDX推進事業採択申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 誓約書（様式第4号）
- ⑤ 経費の算出根拠となる資料（見積書、システムの概要がわかる資料等）

## 8 その他

- (1) 補助金交付決定日前に発注、契約、購入等を実施したものは、補助対象経費として計上できません。
- (2) 補助金の精算については、実績報告書の提出を受け補助金額確定後に行います。
- (3) 補助事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象経費や帳簿類の確認ができない場合については、当該経費に係る金額は、原則として補助対象外となります。
- (4) 事業完了後、事業概要等の発表を依頼することがあります。
- (5) 政治資金規正法の規定により、交付決定の通知を受けた日から1年間は政党等への寄附行為に制限があります。

## 9 申請書類の提出・お問い合わせ先

秋田県建設部 技術管理課 積算管理・建設DXチーム

住所：〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

TEL：018-860-2432 メールアドレス：techman@pref.akita.lg.jp